

労働法の認知状況について

資料出所：厚生労働省「今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会」
(第1回配布資料／平成20年8月8日)

表1－③ 労働者の権利の認知状況 (2003年調査)

法律で労働者の権利として定められていること	権利を理解している者の割合	法律
労働組合を作ること	43.8%	憲法、労働組合法
子どもが1歳になるまで育児休業を取得できること	41.4%	育児・介護休業法
残業した場合に賃金の割増を要求できること	39.9%	労働基準法
国で決められた最低賃金以上の賃金をもらえること	54.6%	最低賃金法
年間最低10日以上の有休休暇を請求できること	33.4%	労働基準法
会社が倒産しても未払い分給与を請求できること	37.8%	賃金確保法

(資料出所) 連合総合生活開発研究所「第5回勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査」(2003年実施)

注：権利を理解している者の割合とは、各項目を労働者の権利として理解している人数を、回答者のうち役員を除いた雇用者数(1607人)で除して100を乗じたものである。

表1－④ 労働者の権利の認知状況 (2007年調査)

		認知割合
雇用保険	失業しても、ハローワークに行き自分で手続きをしなければ、失業手当はもらえない	88.1%
最低賃金	人を雇う時には、必ず一定以上の時間給を支払う必要がある	66.0%
残業手当	雇われて働いている人は、法定労働時間を超えて残業した場合は、割増賃金を請求できる	53.9%
有給休暇	雇われて働いている人は、年間一定日数の有給休暇を請求できる	74.7%
団結権	雇われて働いている人は、誰でも労働組合を作ることができる	29.4%
育児休業	雇われて働いている人は申し出ることにより、原則として子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができる。	45.8%

(資料出所) 連合総合生活開発研究所「第13回勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査」(2007年実施)